

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

古河市

2 構造改革特別区域の名称

都心の身近なふるさと古河・どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

古河市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢と気候

本市は、関東平野のほぼ中央、茨城県の最西端に位置し、東西に 16.06 km、南北に 12.58 km の距離を持ち、総面積 123.58 km² を有しており、地形はほぼ全域に渡り平坦である。南側に利根川が流下し、西側は渡良瀬川および渡良瀬遊水地に接するほか、宮戸川や西仁連川等の河川が田園地域を南流する、水と緑豊かな自然環境を有している。

また、市内には J R 宇都宮線古河駅があり、東京都心やさいたま市、宇都宮市までの距離が 50 ～ 60 km (首都 60 km 圏) という地理的条件に加え、4 号国道、新 4 号国道や国道 125 号、354 号等の広域的道路が東西南北に走り、生活や生産、流通の場として恵まれた地域条件にある。

気候は、年間平均気温 15.0 度前後、年間降水量 1,400 mm 程度で全体的に温暖であり、1 年を通じて過ごしやすい地域である。

(2) 人口と世帯

本市の総人口は、これまで順調に増加してきたが、平成 12 年の 146,452 人を境に減少に転じ、平成 17 年には 145,265 人 (平成 17 年国勢調査) となっている。

その一方で世帯数は、年々増加する傾向にあり、平成 17 年には 48,511 世帯となっていて、世帯当たりの人員は 2.94 人 / 世帯と減少する傾向にある。

また、3 層区分人口では、年少人口、生産年齢人口は減少し、老年人口は増加していて、少子高齢化の傾向にある。

(3) 産 業

本市の就業人口 (75,562 人) は、半数以上が第 3 次産業に従事していて、サ

ービス業を中心に増加している。次いで、第2次産業に従事する人が多く、8割近くが製造業の従事者となっている。一方、第1次産業に従事する人は少なく、年々減少している。

商業は、国県道等の沿道におけるサービス業や大規模小売店の出店が進む一方、既存の商店街では、空洞化が進行していて商店数は減少する傾向にある。

工業は、主に総和地区において昭和30年代後半から工業団地の造成が進められ、大規模工場が立地し、製造業等の進出により、県内有数の工業都市となっている。

農業は、総和地区・三和地区を中心に、米・野菜・花卉等が生産され、比較的大規模な農家が多くなっているが、農家戸数は減少している。

(4) 課題

本市は、都心から60km圏内という地域条件を活かして、周辺地域における経済活動や生活の中心的な都市として発展してきたが、近年は、中心市街地の空洞化や、急速な高齢化等により、求心力を失いつつある。更に、地方分権が進む中で、今後は都市間の競争がより一層激しさを増し、他市との差別化が求められる。

農業においては、都心近郊という恵まれた立地により生産性と販路を拡大してきたが、近年では、農産物の価格低迷や後継者不足等の問題が顕在化し、農産物のブランド化において産地間競争に遅れを取る状況となっている。

特に、米については、全国的な消費量の低迷から生産意欲が減退し、休耕地や耕作放棄地の増大要因となっている。米が主要農産物である本市は、消費拡大に向けての積極的な対応が求められており、主食としての消費拡大だけでなく、多様な利用を推進する必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) 規制の特例措置を活用

本市では、米消費拡大対策事業連絡会議を設けて、米を使った新しい料理の紹介を始めとしたPR活動を通じて、米の消費拡大に取り組んできた。その上で、更なる方策として、米を主原料とする濁酒を活用する。

濁酒をきっかけとして米の多様性に関心を持つことで、近年の無農薬・有機肥料栽培を代表とする「安全・安心」な主食としての米を、消費者が再認識することにも繋がる。

また、現時点では、都心から60km圏内にいわゆる「どぶろく特区」はなく、特区制度を活用することによってオンリーワンとしての価値があり、都心へのインパクトは大きい。

(2) 新たな地産地消モデルの構築

農業振興を図る為に都心から 60km 圏内という恵まれた地域条件を十分に活かすには、主たる消費者である都心住民のニーズを的確に把握する必要がある。

都心住民が求めるものは、即ち都心では得られないもの、得にくいものであり、その一つとして「安全・安心」な食物がある。食の安全性に対して意識が高まっている中で、生産者と直接顔を合わせることによって食物を得ることは、何よりも信頼出来る手段であるといえる。

本市は、片道 1 時間で行き来が出来る地域条件を生産拠点の利点として活用してきたが、集客面でも利点であるという発想の転換を行い、生産地域・生産現場を消費者自らが訪問出来る環境づくりを進めることによって、「地域で生産し、地域に来て消費（購入）する」新たな地産地消モデルを構築する。

その為にも、都心から 60km 圏内、1 時間で訪問出来る身近な生産拠点への訪問のきっかけとして、新しい地域資源を創出することが求められており、濁酒はその目玉となりうる。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回申請する構造改革特別区域計画の「特定農業者による濁酒の製造事業」は、生産者の顔が見える「安全・安心」な米を使用して自家製で造った濁酒をセールスポイントとして活用することで、本市の認知度を高めることが出来る。

それにより、都心住民が本市を訪問し、主食としての米や他の農産物を食し、購入することで消費・販路拡大を図り、「地域で生産し、地域に来て消費する」新たな地産地消モデルを構築するとともに、市の歴史的資源に触れ、飲食店等商業施設を利用することによって交流人口の増加を促し、全市的な地域経済の活性化を図ることを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 交流人口の増加

本市は、都心から 60km 圏内、約 1 時間で訪問出来る身近な「地方」であるが、ややもすると通過点として知名度に欠ける面がある。

濁酒という目玉を創出することによって、まずは本市を訪問するきっかけとし、その上で歴史的・自然的な地域資源を活用し交流の促進を図ることによって、更なる人的交流拡大の可能性を見出すことが出来る。

本市への来訪は交流人口の増加を意味し、生産者と消費者の交流の中で生産者は生産することの喜びを再認識することで活力を得、消費者は「安全・安心」

を得るとともに農業に親しみをもち、同時に本市に親しみを持つようになる。

また、現在都心住民であっても元来地方出身者である人数は少なくなく、特に、いわゆる「団塊の世代」においては、近年定年を迎え第二の人生をどのように過ごすかが大きなテーマとなっている。中には、故郷やそれに近い地方都市へと戻る UJ ターンを行う人もいるが、今まで住んでいた都心とのギャップに悩み、再び都心へと戻る事例も見受けられる。

本市の、都心から 60km 圏内という地域条件は、UJ ターンは出来なくとも時折そのような体験を求めるニーズに対して大きな魅力となるとともに、交流を繰り返す中で JI ターンの有力な選択肢となり、農業のみならず商業の活性化等、地域への経済効果を高めることが期待出来る。

更に、本市は、平成 17 年に新設合併したが、まだまだ一体感に欠ける面もある。濁酒をきっかけとして、本市の持つ歴史的・自然的な地域資源を市民が改めて見直すことで新たな魅力を発見し、地域への誇りと愛着が増すことによって、一体感の醸成、交流の活発化も期待出来る。

交流人口の増加

交流人口の一つとして、産業イベント参加者の増加が期待される。また波及効果として市内博物館等への入場者数の増加が期待出来る。

| | 平成 17 年度 | 平成 20 年度目標 | 平成 23 年度目標 |
|------------|---------------|---------------|---------------|
| 産業イベント参加者数 | 190,000 人 / 年 | 220,000 人 / 年 | 250,000 人 / 年 |
| 博物館等入場者数 | 62,136 人 / 年 | 68,000 人 / 年 | 78,000 人 / 年 |

(2) 農業の活性化

昨今、農産物の輸入自由化等、国内農家を取り巻く状況は厳しいものがあり、本市においても、後継者の減少により高齢農家の比率が増加し、農家数は年々減少する傾向にある。

そのような危機感もあり、生産者自らが自発的な改革に取り組み、生産規模の拡大、無農薬有機栽培等の環境・健康に配慮した付加価値の高い農産物生産等を進める動きも見受けられる。

本市は、都心から近く、それを生産拠点としての利点としてきたが、集客面でも利点であるという発想の転換を行い、都心住民との交流に繋げていくことで、お互いの顔が見えることによって消費者から信頼される、「安全・安心」な農業の可能性が期待出来る。

また、今後設置を予定している道の駅等直売所を通じての販売促進を図り、

生産者の所得向上、生産意欲の向上が期待でき、魅力にあふれた生き甲斐を感じる農業へと繋がることを期待出来る。

現代社会、特に都心部においては、「スローライフ」、「エコロジー」といった観点から、都市と農村の交流、いわゆるグリーンツーリズムに対して大きな関心が寄せられている。その上で、濁酒を軸とした農産物とイベントの活用、田植え・芋掘り等の身近な農業体験の提供によって、単なる来訪から、滞在・居住・帰農と交流人口の増加と変化を促すことによる農業振興も期待出来る。

新規事業

農家レストランによる自家製の濁酒製造は、小規模ながらも新たな事業が期待出来る。また、将来的には、農業体験を軸とした農家民宿等の開業も期待出来る。

| | 平成 17 年度 | 平成 20 年度目標 | 平成 23 年度目標 |
|------------------|----------|------------|------------|
| 農家レストランによる濁酒製造件数 | 0 件 | 1 件 | 3 件 |
| 農家民宿による濁酒製造件数 | 0 件 | 0 件 | 1 件 |

農業者人口の増加

交流人口の増加に伴う新たな農業の魅力発見に伴って、意欲と能力のある地域の担い手としての農業者の増加が期待出来る。

| | 平成 17 年度 | 平成 20 年度目標 | 平成 23 年度目標 |
|----------|----------|------------|------------|
| 若年層農業従事者 | 235 人 | 240 人 | 270 人 |

* 若年層：15～34 歳

(3) その他関連特産品への波及効果

茨城県銘柄産地の指定を受けた「みやこかぼちゃ」や「バラ」といった農産物の特産品を始めとして、鮎の甘露煮、地酒等特産品は数多くあるが、全国的な知名度という点では限定されている。

本申請による交流人口の増加によって、これら特産品の再発見が促され、更なる経済効果とそれに伴う生産者の意欲向上を図ることが期待出来る。

今回の申請による濁酒の効果は、上記を含め、多方面での社会的・経済的効果を産み出す可能性を秘めていると考えられる。

8 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 直売所の活性化(地産地消の推進)

小規模農業者が比較的参画しやすい手法として、直売所を活用する。また、農家にとっては、新たな販路を確保することで所得の向上に繋がるという直接的な経済効果を図る。

また、生産者と消費者が直接顔を合わせることによって、「安全・安心」という信頼感を醸成することで、「地域で生産し、地域に来て消費する」新たな地産地消の推進を図る。

(2) イベントとのタイアップ

関東ド・マンナカ祭り、三和産業祭、よかんべまつり等、地域農産物の販売や地元食材を使用した料理の振る舞い等、都心住民と地域住民との交流の場を提供して、本市の知名度向上、観光客数の増加を図る。

(3) 遊休農地等を活用した田園の景観づくり

豊かな自然環境を維持する為、休耕地や耕作放棄地の増大により荒廃しつつある田畑や平地林を、都心住民の農業体験の場として活用し、農地の遊休化の防止及びその景観資源を活用した交流人口の増加を図る。

別紙 構造改革特別区域において実施又は実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

1 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン（飲食店）、農家民宿等）を併せ営む農業者で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に關与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

古河市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図る為に濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストラン（飲食店）や農家民宿等を併せ営む農業者が自ら生産した米を原材料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、新しい地場産品の創造となり、農業及び生産者の活性化にも繋がる。

また、濁酒製造への取り組みは、小規模ながらも農家副収入のひとつの手段となり、濁酒と併せて地元食材を提供することは、地産地消の促進へも波及するものと考えられる。

このような民間の自発的な取り組みが広まることは、地域の活性化にも繋がるという視点からも、当該特例措置の適用が必要であると考えられる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者

として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止する為に制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が特例措置以外の酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。